

船舶衛生管理者再講習 受講者の注意事項

一般社団法人外航船員医療事業団

令和 4 年度上期の船舶衛生管理者再講習受講にあたり、下記の注意事項を遵守されますようお願いいたします。

記

1. 病院内においては、病院長及び講師・職員の指示に従って品行を慎み、規律を守って行動してください。指示された新型コロナウイルス感染症 感染防止対策を遵守願います。
2. 服装は常に清潔に保つよう注意ください。
3. 指示された場所以外にみだりに立ち入らないようにしてください。
4. 病院関係者、患者、その他に迷惑をかけないよう注意ください。
5. 講習のための登院、昼休み時間、休憩、退院時刻等は、病院長・講師及び職員の指示に従ってください。
6. 病気、緊急止むを得ぬ事由で講習を欠席・遅刻・早退する場合は、予め病院側に届け出るとともに、所属の会社担当者にも承認を得てください。
7. 当講習終了者には、修了証書を交付します。
但し、再講習の修了判定が合格基準に満たない場合、欠席日数が多い場合、規律を守れない場合には、修了証書を交付しないことがあります。
8. 医療機器、器具等の取扱は病院長・講師及び職員の指示を遵守願います。
9. 講習期間中、外食される場合は なるべく兵庫県コロナ対策適正店の利用をお願いします。
10. 新型コロナウイルス感染症対策として、抗原検査キットを提供しますので、受講期間の登院日は、毎朝登院前に自己検査し、陰性の場合は、キットを登院時に持参し病院側に提示下さい。陽性の場合は、宿泊先から外出せず病院に本人より直ちに電話にて連絡下さい。
11. 受講中は、全員の体調、その他の健康状態を確認させていただき、体調等が不良の場合には受講をお断りいたします。
12. 講習期間中、病院長・講師及び事務職員からの指示事項を遵守しない、または他の受講者に危害を及ぼす等のおそれがあると判断される場合は、受講をお断わりいたします。

以上